

児童手当の制度が改正されます！

☒ こども未来課（南有馬庁舎）☎73-6652

令和6年10月分（12月支給分）からの児童手当について、支給対象年齢の延長や所得制限撤廃、第3子以降の多子加算などの抜本的拡充が行われます。

制度改正の概要

改正点	改正前（9月分まで）	改正後（10月分から）
支給対象	中学生までの児童 (15歳到達後の最初の年度末までの児童)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末までの児童)
所得制限撤廃 (特別給付廃止)	所得制限あり	所得制限なし
手当月額の変更	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 : 15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 中学生 一律 : 10,000円 所得制限以上 一律 : 5,000円（特例給付） 所得上限限度額以上 : 支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
支払期月	年間3回（6月・10月・2月） ※各前月までの4か月分を支給	年間6回（偶数月） ※各前月までの2か月分を支給
第3子以降の多子加算の カウント方法	高校生年代までの子を上の子として カウント	大学生年代（22歳到達後の最初の年度末） までの子を上の子としてカウント (親等の経済的負担があることが条件)

生活や仕事にお困りの人はご相談ください

☒ 市立相談センター（南有馬庁舎：保護課内）☎73-6656
Eメール：jiritsusoudan@city.minamishimabara.lg.jp

収入が少なく生活に困っている、家計のやりくりがうまくできない、働きたくても仕事が見つからない、仕事をはじめたいが働けるか不安など、生活上の悩みごとはありませんか。

生活困窮者自立支援制度では、課題の解決に向けて、計画・目標を一緒に考え、自立につながるように支援します。相談は無料で秘密は厳守します。ご家族など、まわりの人からの相談も受け付けますので、まずは電話でご相談ください。

●相談受付時間…午前8時30分～午後5時15分 ※平日（祝日は除く）

●支援の一例

- ・就職先が見つからない。
⇒ハローワークと連携、就労支援を実施し採用に結びついた。
- ・年金がなく生活に困っている。
⇒年金相談に同行し、年金の請求漏れが見つかり受給できるようになった。

予防接種(新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン)が始まります

☒ こども未来課（南有馬庁舎）☎73-6652

ワクチンを接種することにより、重症化を予防する効果が期待できます。接種後、腫れや発熱、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もありますので、ご理解いただいた上で、皆さんの判断により接種を受けてください。

令和6年度から新型コロナワクチンの接種は、国の法律により、65歳以上の高齢者などの人が接種の対象となりました。

■高齢者（新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン）

	新型コロナワクチン	インフルエンザワクチン
自己負担額	2,300円	1,500円
対象者	市内に住所を有し、接種日に65歳以上の人 ※60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる重度の障がいを含む	
接種場所	長崎県内の協力医療機関	
接種に必要なもの	1) 予診票 2) 健康手帳 3) 健康保険証（マイナ保険証でも可）	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県外で接種する場合も償還払いにより助成しますが、事前申請が必要です。 ・2回目以降の接種費は、全額自己負担になります。 	

■乳幼児・小学生・中学生〔インフルエンザワクチン〕

	インフルエンザワクチン
自己負担額	1,500円
対象者	市内に住所を有し、接種日に生後6カ月～中学3年生の人
接種場所	島原半島内の協力医療機関
接種に必要なもの	1) 予診票 2) 母子健康手帳 3) 健康保険証（マイナ保険証でも可）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・島原半島外で接種する場合、接種費用は全額自己負担となります。 ・13歳未満で、保護者が同伴できない場合は委任状が必要です。

【共通事項】

- ・接種期間…10月1日(火)～令和7年2月28日(金)
- ・予診票は、各医療機関および各支所に備えています。
- ・ワクチンを接種する際は、予約が必要です。接種前に必ず医療機関に連絡してください。
- ・ワクチン接種当日に体調がすぐれない場合、接種できないこともあります。
- ・生活保護世帯の人は各支所で発行する「確認書」が、新型コロナウイルス感染症予防接種、インフルエンザ予防接種のそれぞれで必要です。（接種費は無料）

荒廃農地の解消を支援します

☒ 農林課（有家庁舎）☎73-6661

貸借などの設定により新たに取得する農地で、伐根や整地の作業に要する経費の一部を助成します。

- 補助対象者…市内の認定農業者または認定新規就農者 ●その他
 - ・世帯内の貸借などは対象となりません。
 - ・事前に現地確認や貸借などの協議が必要です。
- 対象農地…伐根や整地が必要な農地（条件あり）
- 補助率…2分の1以内（10アール当たり15万円を限度）